

令和 8 年 度

防府市青少年育成センター

運営協議会資料

防府市青少年育成センター 運営協議会次第

日時：令和8年5月22日（金） 午後3時から

場所：防府市役所 本館2階 共用会議室2ABC

1 委嘱状交付

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 協議事項

(1) 青少年の現状について

- ① 防府警察署
- ② 山口県中央児童相談所
- ③ 防府市青少年育成センター

(2) 令和7年度防府市青少年育成センター活動実施状況について

(3) 令和8年度防府市青少年育成センター活動計画（案）について

(4) 情報交換

防府市青少年育成センター運営協議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

職 名	所属機関・団体	役 職 名	氏 名	備考
会 長	防府市教育委員会	教 育 長	江 山 稔	
副 会 長	防府市青少年育成市民会議	副 会 長 (補 導 部 長)	池 永 光 男	
	防府市子ども会育成連絡協議会	副 会 長	石 井 正 和	
	防府地区高等学校生徒指導連絡協議会	幹 事	藤 村 竜 二	新
	防府市中学校長会	華西中学校長	松 野 下 真	新
	防府市小学校長会	華城小学校長	楫 間 茂 樹	新
	防府市PTA連合会	副 会 長	島 田 一 道	新
	防府市民生委員児童委員協議会	副 会 長	山 崎 元	新
	山口県中央児童相談所	相談調査課長	黒 坂 智 康	
	防府警察署	生活安全課長	矢 根 純 子	
	防府市更生保護女性会	会 長	重 枝 操	

令和7年度 街頭補導活動状況

◎ 街頭補導活動実績

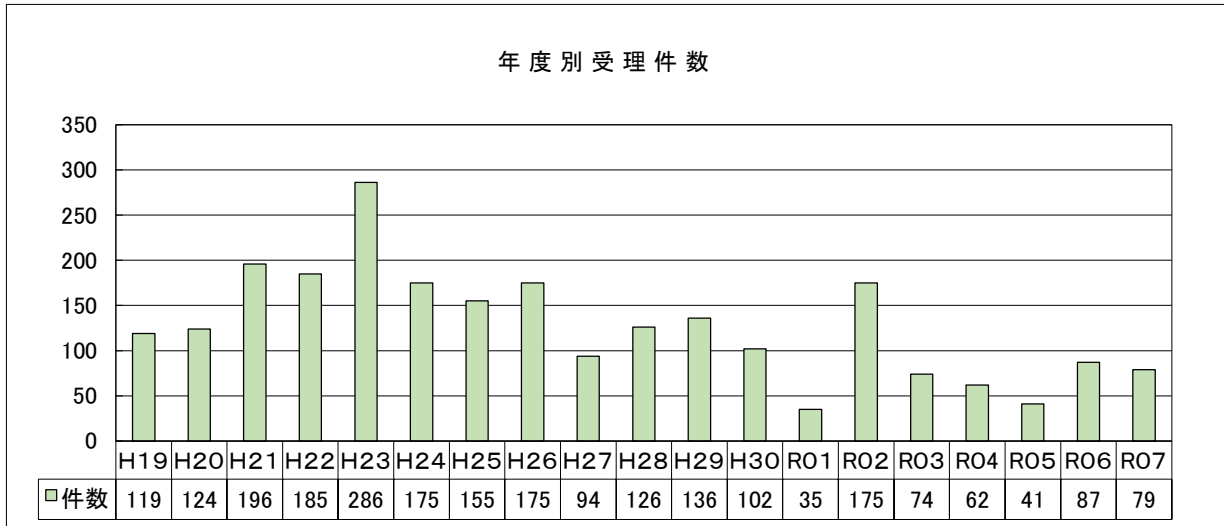
区分 月	実施回数				参加延人数	補導人数
	午前	午後	夜間	計		
4	2	18	8	28	111	1
5	1	24	5	30	94	5
6	1	22	8	31	121	6
7	3	25	10	38	142	6
8	1	19	11	31	127	1
9	1	26	8	35	126	1
10	2	27	9	38	139	7
11	1	24	9	34	127	5
12	1	23	8	32	111	4
1	2	24	6	32	119	0
2	2	26	7	35	120	12
3	1	25	7	33	111	0
合計	18	283	96	397	1448	48

◎ 行為別補導者数

区分 行為	補導対象者					措置（通報）		
	小学校	中学校	高校	その他	計	保護者	学校	警察
暴力								
たかり								
家出								
怠学・怠業								
遊技場等出入り	20	9			29			
物品持ち出し								
金銭乱費								
不純異性交遊								
喫煙			4		4			
不良交友								
夜間外出								
交通違反			15		15			
万引き								
薬物乱用								
その他								
合計	20	9	19		48			

令和7年度「ヤングテレホン防府」相談受理状況

1 受理件数の推移



2 令和7年度の概要

全相談件数 79件

1 相談者別

本人	父	母	その他
68	1	7	3

2 対象者

小学生	中学生	高校生	大学	不詳	その他
7	4	3	0	0	65

3 相談内容

非行	学業・職場	家庭	交友	健康	その他
0	14	5	0	18	42

令和7年度 防府市青少年育成センター活動実施状況

1 青少年の非行防止と早期発見

実施事項	実施状況
(1) 街頭巡視活動 ① 常時巡視 センター指導員による巡視 ② 地区巡視 青少年補導員(地区選出、学校選出)による 各地区の実情に応じた巡視 ③ 合同巡視 防府駅周辺店舗内、ルルサス周辺などを巡視 ※毎月第3金曜日に実施(計12回)	<ul style="list-style-type: none"> ・補導数等 … 3ページ参照
(2) 相談活動 ヤングテレホン防府による電話相談や来所相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数等 … 4ページ参照 ・0120-783474(ナヤミヨナシ) ・0835-24-3232

2 広報・啓発活動

実施事項	実施状況
(1) 防府市青少年育成センターの活動に関する広報 (ヤングテレホン防府等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報でPR (4月号・7月号掲載) ・「はばたき」第69、70号へ掲載(年2回発行) ・育成センターだより発行(月2回) ・各小・中・高等学校へヤングテレホン防府の周知依頼
(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～(法務省) 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」 (内閣府)の啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・『スピーチコンテスト』 市内中学校の代表者10名によるスピーチコンテストを実施 開催日 令和7年7月26日(土) 場 所 防府市創業・交流センター 2階多目的ホール (デザインプラザHOFU) ・市広報でのPR (7月号掲載) ・国作成のポスターの活用

3 環境浄化活動

実施事項	実施状況
(1) 有害図書等対策 書店等における立入調査 (2) 携帯電話端末等の販売店における立入調査 (3) 深夜営業施設の対策 カラオケボックス、インターネットカフェ等における立入調査	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員、所員、警察により実施 ※こども環境クリーンアップ活動

4 諸会議等の開催及び出欠

実施事項	実施状況
(1) 防府市青少年補導員地区代表者会議 (2) 防府市青少年育成センター運営協議会 (3) 山口県青少年補導センター連絡協議会 (4) その他諸会議・研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月3日(木)に実施 ・令和7年5月21日(水)に実施 ・令和7年11月27日(木)に実施 ※防府市引き受け ・育成センター指導員、育成センター所員が随時参加

令和8年度 防府市青少年育成センター活動計画（案）

I 活動方針

防府市青少年育成センターは、学校、関係機関・団体及び民間有志者との連携を密にし、防府市青少年育成市民会議とともに、地域社会の協力の下に、青少年の健全育成を推進する。

II 活動計画

1 非行防止と早期発見活動

(1) 街頭巡視活動

- ① 常時巡視・・・センター指導員による繁華街を中心とした巡視
- ② 地区巡視・・・青少年補導員による地域の実情に応じた巡視
- ③ 合同巡視・・・毎月第3金曜日の合同補導巡視は6月より廃止。
(花火大会や祭等、多くの人が集まる際に実施。)

(2) 相談活動

電話相談又は来所（面接）相談……誰でも気軽に相談できる体制づくり

ヤングテレホン防府	ナヤミヨナシ
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 7 8 3 4 7 4
携帯電話からは	0 8 3 5 - 2 4 - 3 2 3 2

(3) 地区補導員との連携

- ・報告を受けて現地確認
- ・要望を受けて各地区巡視へ参加

2 広報・啓発活動

(1) 市広報及び青少年育成市民会議の広報紙「はばたき」による啓発活動
育成センターだより発行（月2回）

(2) 強調月間中の各種行事等への参加及び啓発活動

7月 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省）
「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（内閣府）

3 環境浄化活動

(1) 有害図書対策

(2) 携帯電話端末等の販売店への立入り調査

(3) 深夜営業施設対策

※ こども環境クリーンアップ活動の実施

4 諸会議等の開催及び出席

(1) 防府市青少年補導員地区代表者会議（4月2日）

(2) 防府市青少年育成センター運営協議会（5月22日）

(3) 山口県青少年補導センター連絡協議会（日時未定）

(4) その他諸会議・研修会等への参加

令和8年度 防府市青少年育成センター名簿

(令和8年4月1日現在)

職 名	氏 名
所長 (生涯学習課長兼務)	飯 田 志津江
次長 (生涯学習課長補佐兼務)	開 地 崇 仁
所員 (専任指導員)	大 本 学 司
所員 (派遣社会教育主事兼務)	加 藤 竜 司
〃 (生涯学習係長兼務)	竹 内 幸 正
〃 (生涯学習係兼務)	藤 井 映 吉
〃 (生涯学習係兼務)	松 重 四 季

【連絡先】

防府市青少年育成センター

(防府市教育委員会教育部 生涯学習課)

〒747-8501 防府市寿町7番1号

(防府市役所本館8階)

TEL 25-2922

FAX 23-3011

E-Mail shougai@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市青少年育成センター設置要綱

昭和37年11月1日制定

(趣旨)

第1条 青少年の補導及び育成に関係のある機関・団体が相互に緊密な連絡をとりながら、地域社会の協力を得て組織的な補導を推進し、もって青少年の健全な保護育成を図るため青少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称は、防府市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）とし、防府市教育委員会生涯学習課に置く。

(業務)

第3条 育成センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の相談に関すること
- (2) 街頭補導に関すること
- (3) 継続補導及び更正活動に関すること
- (4) 補導連絡会議等における指導・助言に関すること
- (5) 広報啓発活動及び資料の収集に関すること
- (6) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (7) その他青少年の非行防止及び健全育成に関すること

(構成)

第4条 育成センターに所長、次長及び所員を置く。

- 2 所長は生涯学習課長を、次長は生涯学習課長補佐をもって充てる。
- 3 所員は、生涯学習課生涯学習係の職員並びに指導員をもって充てる。
- 4 所長は、育成センターの事務を掌理し、所員を指揮監督する。
- 5 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 所員は、所長の命を受けて業務に従事する。

(補導員)

第5条 前条の所員のほか、育成センターに防府市青少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。

- 2 補導員の制度について必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第6条 育成センターの業務を円滑に、かつ、効果的に推進するため、防府市青少年育成センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、育成センターの業務の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月11日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

防府市青少年育成センター運営協議会要綱

昭和62年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市青少年育成センター設置要綱第6条の規定に基づき設置する防府市青少年育成センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 協議会は、防府市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）が行う活動に必要な業務計画を協議決定する。

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、補導関係機関、団体及び民間有志者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、育成センター内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

防府市青少年補導員制度要綱

昭和37年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市青少年育成センター設置要綱第5条の規定に基づき設置する防府市青少年補導員（以下「補導員」という。）の制度について必要な事項を定めるものとする。

(補導員)

第2条 補導員は、青少年問題について深い理解を有し、積極的に活動できる者とする。

2 補導員は、160人以内とし、市長が委嘱する。

3 補導員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、補導員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、補導員としてふさわしくない行為があった者を解嘱することができる。

(任務)

第3条 補導員は、防府市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）と緊密な連携を図りながら、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 青少年に関する事項

ア 問題行動のある青少年の補導・助言をすること

イ 青少年の相談相手として活動すること

ウ 善行のあった青少年を推奨すること

(2) 環境浄化改善に関する事項

青少年の健全育成を阻害する有害環境の調査改善活動を行うこと

(3) 関係機関・団体との連絡調整に関する事項

各地区内の関係機関等との情報交換を行い、街頭補導及び巡視活動を行うため、お互いの連携を密にすること

(4) 活動報告に関する事項

各地区において補導し、又は見聞したことなどの状況を育成センターに報告すること

(5) その他

ア 青少年の保護更正に功績のあった個人又は団体の推薦に関すること

イ その他青少年の非行防止又は健全育成に関すること

(服務)

第4条 補導員は、補導にあたっては常に防府市青少年補導員証を所持し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

2 補導員は、秘密の保持に留意するとともに私情をはさんだ行為のないように努めなければならない。

3 対象青少年の現場指導が困難と予想される場合、補導員は、危険を避けるため直接の指示、警告等を行わず、直ちに育成センター又は警察署に連絡しなければならない。

4 補導員は、補導にあたっては災害事故を避けるため、原則として複数で行うようにしなければならない。

(地区代表者及び副代表者)

第5条 各地区(各小学校区。ただし、牟礼・牟礼南は、牟礼地区とする。)に補導員の代表者(以下「地区代表者」という。)及び副代表者の各1人を置く。

2 地区代表者は、育成センター及び各補導員との連携を密にしなければならない。

3 地区代表者は、育成センターと協議の上、補導員相互の情報交換のための連絡協議会を開催するようにしなければならない。

4 副代表者は、地区代表者を補佐し、地区代表者に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補導員の制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。